

# 火災にあわれた方のための 各種手続き・支援のご案内

この度の火災におきましては、被害に遭われた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

被災後の手続きや支援制度についてまとめてありますので、内容をご確認いただき、ご利用ください。

## ☆ご利用に当たっての注意事項

- 1 掲載されている各種手続き及び支援制度は、緊急性の高いものを中心に例示しており、すべての手続き等をご案内しているものではありませんので、ご承知おきください。
- 2 各種手続き等に関する詳しい内容については、お問い合わせ先（各担当）へご連絡ください。
- 3 平成30年4月1日現在の内容を掲載しています。

西成区役所

< 目 次 >

	種 別	項 目	手 続 き 窓 口		
			建 物	階	担 当
①	証 明	り災証明書の交付	西成消防署	4階	警防担当
②	国民健康保険	保険料減免	西成区役所	6階	保険年金担当
③	国民年金	保険料の免除申請	西成区役所	6階	保険年金担当
④	後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険料の減免	西成区役所	6階	保険年金担当
⑤	介護保険	保険料の減免	西成区役所	5階	介護保険担当
⑥		サービス利用料の減免	西成区役所	5階	介護保険担当
⑦	市 税	個人市民税・軽自動車税の減免	あべの メディックス	7階	あべの市税事務所 市民税担当
⑧		固定資産の減免	あべの メディックス	12階	あべの市税事務所 固定資産税担当
⑨	住まい	災害による市営住宅への入居	大阪市役所	1階	都市整備局 住宅部 管理課 入居契約担当
⑩	火災ごみ	火災ごみ処理手数料の減免	南部環境 事業センター	1階	規制担当

**① り災証明書の交付**

手続き窓口	西成消防署 警防担当
住所・電話番号	西成区岸里 1-4-26 (消防署4階) TEL: 06-6653-0119
対象者(要件)	火災により住居などが被害を受けた方
必要なもの	手数料 1通 100円 (※ 免除される場合がありますので窓口へお問い合わせください)
その他	り災証明書は、火災などで被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明する書類です。

**② 国民健康保険料の減免**

(医療分・後期高齢者支援金分・介護分保険料の平等割、均等割、所得割を減免します)

手続き窓口	西成区役所 窓口サービス課 保険年金担当		
住所・電話番号	西成区岸里 1-5-20 (区役所6階62番窓口) TEL: 06-6659-9946		
制 度 の 概 要	対象者(要件)	火災により被害にあわれた方	
	必要なもの	印鑑、り災証明書等	
	損害の程度と 減免率	損害の程度	減免率(所得割及び均等割)
		全壊・全焼・大規模半壊	100%
半焼又は半壊		70%	
	火災による水損又は床上浸水	50%	

**③ 国民年金保険料の免除申請**

手続き窓口	西成区役所 窓口サービス課 保険年金担当	
住所・電話番号	西成区岸里 1-5-20 (区役所6階61番窓口) TEL: 06-6659-9956	
制 度 の 概 要	対象者(要件)	火災により被害にあわれた方(免除については、書類の審査があります。)
	必要なもの	印鑑、り災証明書等
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金加入中の期間は対象外です。</li> <li>・必要書類等、詳細についてはお問合せください。</li> <li>・年金事務所でもご相談及び申請ができます。</li> </ul> 問合せ先：玉出年金事務所 TEL 06-6682-3311

④ 後期高齢者医療保険料の減免			
手続き窓口	西成区役所 窓口サービス課 保険年金担当		
住所・電話番号	西成区岸里 1-5-20 (区役所6階61番窓口) TEL: 06-6659-9956		
制度の概要	対象者(要件)	火災により被害にあわれた方	
	必要なもの	印鑑、り災証明書等	
	損害の程度と減免率	損害の程度	減免率(所得割及び均等割)
		全焼又は全壊	100%
半焼又は半壊		70%	
	火災による水損又は床上浸水	50%	

⑤ 介護保険料の減免					
手続き窓口	西成区役所 保健福祉課 介護保険担当				
住所・電話番号	西成区岸里 1-5-20 (区役所5階51番窓口) TEL: 06-6659-9859				
制度の概要	対象者(要件)	次の①・②のすべての項目に該当する方 ① 火災により被害を受けた家屋等の損害程度が3割以上 ② 前年度の合計所得金額が1000万円以下			
	被害の程度と免除月数	損害程度	第1号被保険者の属する世帯の前年中の合計所得金額		
			500万円以下	500万円超 750万円以下	750万円超 1000万円以下
		7割以上	12ヶ月	12ヶ月	8ヶ月
		5割以上7割未満	12ヶ月	8ヶ月	4ヶ月
	3割以上5割未満	8ヶ月	4ヶ月	2ヶ月	

⑥ 介護保険サービス利用料の減免					
手続き窓口	西成区役所 保健福祉課 介護保険担当				
住所・電話番号	西成区岸里 1-5-20 (区役所5階51番窓口) TEL: 06-6659-9859				
制度の概要	対象者(要件)	次の①~③のすべての項目に該当する方 ① 要介護被保険者の属する世帯 ② 火災により被害を受けた家屋等の損害程度が3割以上 ③ 前年度の合計所得金額が1000万円以下			
	被害の程度と給付の割合	損害程度	介護(予防)給付割合		
			3割	2割	1割
		3割以上5割未満	85/100	90/100	95/100
	5割以上	100/100			

⑦ 個人市民税・軽自動車税の減免・猶予等	
手続き窓口	あべの市税事務所 市民税担当
住所・電話番号	阿倍野区旭町 1-2-7-702 (あべのメディックス7F) TEL: 06-4396-2953
対象者(要件)	火災により被害にあわれた方
その他	所得等により必要書類が異なるため、詳細についてはお問い合わせください。 被災から30日以内に窓口まで申請してください。 納期経過分及び既に納付されている分は対象に含まれません。

⑧ 固定資産税の減免・猶予	
手続き窓口	あべの市税事務所 固定資産税担当
住所・電話番号	阿倍野区旭町 1-2-7-702 (あべのメディックス12F) TEL: 06-4396-2958
対象者(要件)	火災により被害にあわれた方(減免については実地調査で判断)
その他	所得等により必要書類が異なるため、詳細についてはお問い合わせください。被災から30日以内に窓口まで申請してください。

⑨ 市営住宅への入居	
(ご希望される場合は事前に西成区役所防災担当までご連絡下さい。TEL: 06-6659-9734)	
手続き窓口	都市整備局 住宅部 管理課 入居契約担当
住所・電話番号	大阪市北区中之島 1-3-20 (市役所 1階) TEL: 06-6208-9264
制度の概要	<p>次の①～④のすべての項目に該当する方</p> <p>①申込時から過去2ヶ月以内に、大阪市内において火災等の災害により全焼またはこれに準ずる被害をこうむったために住宅を必要とし、住宅確保について自力では何らかの方途もない方(持家の方で住宅を再建される場合は入居できません。また、放火の場合を除き火元の方も入居できません。)</p> <p>②現に居住する親族(内縁関係含む)で構成する世帯員であること。又は、単身で日常生活ができる方であること。</p> <p>③世帯員の収入合計が条例で定める規定の範囲内であること。</p> <p>④り災時にり災場所に住民登録していること。</p>
	<p>「住宅の滅失」ということが原則となるため、火災の場合の部分焼、半焼等で居住可能性が残っている場合、または復旧可能な場合は対象外です。また、水損、煙損のみの場合も対象外となります。いずれの場合も面接による事情聴取のうえ書類等での資格審査があります。</p>

⑩ 火災ごみの処理手数料の免除		
手続き窓口	南部環境事業センター 規制担当	
住所・電話番号	西成区南津守 5-5-26 TEL: 06-6661-5450	
制度の概要	対象者(要件)	火災により被害にあわれた方(現地確認があります)
	必要なもの	り災証明書、印鑑
	その他	火災によるごみの焼却処分手数料が無料(搬入量15t以内)になる制度です。ただし、15tを超えると10kまでごとに90円かかります。※詳細については、お問い合わせください。

その他の諸手続き

電気	関西電力 大阪南支店 難波営業所 電話(0080-777-8021) 〒556-0012 大阪市浪速区敷津東3丁目8番8号
水道	水道局お客さまセンター 電話(06-6458-1132) 電話受付時間 (月～金 8:00～20:00) (土 9:00～17:00) (3月～4月の日・祝 9:00～17:00)
ガス	大阪ガスお客様センター 電話(0120-0-94817) 電話受付時間(月～土 9:00～19:00) (日・祝 9:00～17:00)
電話	お客様相談センター 電話(0120-019000) 受付時間(9:00～17:00) 休業日:土曜、日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)

このパンフレットに関するお問合せは、西成区役所 防災担当まで TEL: 06-6659-9734